

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年4月までの期間及び同年12月から38年4月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年1月から同年4月まで
② 昭和37年12月から38年4月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和37年1月から同年4月までの期間及び同年12月から38年4月までの期間の国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

ねんきん特別便が来るまでの間、社会保険事務所から、申立期間の国民年金保険料が重複して納付されたことによる還付の説明は一度も無く、事実、保険料が還付された記憶も無い。

このため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が重複して納付されたことによる還付の説明は一度も無く、事実、保険料が還付された記憶も無いと主張しているところ、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、昭和62年4月2日に、社会保険庁が申立人に対し、申立期間の国民年金保険料を還付することを決定したことが確認できるが、同記録には、申立人から保険料の還付請求があった際に本来記載される事項が記載されていない。

また、昭和62年当時、還付請求書が提出されなかった場合、被保険者に請求を促す行為は、社会保険事務所から当該市町村に連絡し、市町村が被保険者本人へ連絡することとなっていたことが社会保険庁側の説明で確認できることから、通常どおりに行政側から申立人に対して連絡があったとすると、還付請求書が提出されたものとするのが自然である。

さらに、社会保険庁側の意見書によると、その後の事務処理が適切に行われたか否か必ずしも明らかでないことがうかがえ、事務処理状況が確認できない。

以上のことから、社会保険庁は、申立人に対し申立期間の国民年金保険料を還付することを決定し、その旨を申立人に対して通知したものの、申立人からの還付請求書の提出が行われていたことに対して事務処理が適切に行われていなかったことが考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていなかったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から38年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年5月から38年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、A市役所からの案内により、未納となっている保険料をまとめてさかのぼって納付できることを知り、妻が未納となっていた保険料をすべて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日については、昭和38年4月1日とされており、申立期間については、すべてが国民年金未加入期間となっているが、この期間について申立期間の国民年金被保険者資格が任意であったとするには、国民年金法(昭和35年法律第141号)第7条第2項第8号に該当する昼間の学生でなければならないが、申立人は、定時制高等学校に在学中であったので、本来であれば、申立人には厚生年金保険被保険者資格を喪失した36年5月31日までさかのぼって国民年金被保険者資格が付与されなければならないと考えられることから、申立人に係る国民年金加入手続時に適正な事務処理が行われなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は、昭和50年12月15日に、38年4月から42年7月までの期間及び44年10月から47年12月までの期間の国民年金保険料を特例納付し、48年1月から49年3月までの保険料を過年度納付しているとともに、49

年4月以降の保険料をすべて納付している。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が社会保険事務所からA市に払い出された同時期に国民年金加入手続を行った者のうち、被保険者資格が強制となっている50人を抽出して調査したところ、11人の被保険者資格取得日が、20歳到達日、国民年金制度開始日又は厚生年金保険被保険者資格喪失日以外となっているものが確認でき、昭和50年当時のA市における国民年金加入時の資格取得日に係る確認事務処理が適正に行われたとは言い難い。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、父が国民年金の加入手続を行い、保険料についても父が納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付したとするその父とその配偶者（母）に係る申立期間の保険料については納付済みとなっている上、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の前後の保険料を、現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から52年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年9月から52年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

20歳になった昭和48年*月ころに、私の母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。事実、年金手帳には、昭和48年*月*日に国民年金加入と記載されている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間である上、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年8月ころと考えられ、この時点において申立期間②を含む昭和52年度の保険料については、過年度保険料となるべきところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②直後の保険料を現年度納付していることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

2 一方、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和53年8月ころであると考えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その母が、昭和48年9月ころに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は

国民年金の手續に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成10年4月から同年9月までに係る標準報酬月額を56万円に、同年10月から13年9月までに係る標準報酬月額を53万円に、同年10月及び同年11月に係る標準報酬月額を50万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から13年12月31日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成10年4月1日から13年12月31日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年9月までは56万円、同年10月から13年9月までは53万円、同年10月及び同年11月は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である13年12月31日より後の14年1月29日付けで、10年4月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ30万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の取締役を務めていたこと、また、申立人の配偶者が、代表取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、当該事業所の社会保険事務担当者であったが、通常業務以外はその都度代表取締役に相談し、その指示により業務を進めていたとのことであり、申立人に実質的な決定権は無かったことが推認できる。

また、事業主に照会したところ、業務運営については、通常の業務は社員に任せていたが、それ以外の業務は社員から事前に相談があり、その都度業務指示を行っていたとの証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬

月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額
の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のよ
うな記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月
額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る
標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年4月か
ら同年9月までは56万円、同年10月から13年9月までは53万円、同年10月及
び同年11月は50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を8,000円、同年5月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年4月1日から同年6月10日まで

社会保険庁からの年金加入記録の通知で、昭和29年4月1日から同年6月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者としての記録が無かったことが判明した。

私は、A社に昭和26年に入社し平成5年まで継続して勤務しており、昭和27年4月1日から2年間は、本社から同社B工場に出張扱いで勤務し、29年4月1日付けで同工場に転勤していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年にC試験を受験する際、申込書に添付が必要な業務経歴証明書をA社から取得したと主張しており、事実、同年に同社の人事担当者であった者に当該主張内容について照会したところ、本社事務所において、辞令簿及び人事記録カードに基づいて業務経歴証明書を発行した記憶があり、同社B工場に昭和29年4月1日付けで転勤した申立人に係る人事記録があった旨の証言が得られた。

また、申立期間中に、A社及び同社B工場において被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた同僚13人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、9人から回答があり、そのうち8人からは申立期間において申立人が同社B工場に勤務していたとの回答が得られ、また、そのうち2人からは申立人は転勤（昭和29年4月1日付け）前から、本社から出張扱いで同社B工場に研究員として勤務していた旨の証言が得られたことから、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務していたものと推認できる。

さらに、A社が適用事業所でなくなった時点の事業主に照会したところ、

在籍を確認できる資料は保存されていないが、申立人が申立期間において同社B工場に在籍していたことについては記憶がある旨の回答が得られた。

加えて、A社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の前後においてA社で資格喪失し、同社B工場で資格取得した同僚の2人（申立人を除く。）についての欠落期間は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、同社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された昭和28年11月1日の標準報酬月額は12等級であり、同社B工場に係る同名簿に記載された29年6月10日の資格取得時の標準報酬月額は1万8,000円（12等級）であることから、申立期間の標準報酬月額については、29年4月を8,000円（6等級：当時の上限）とし、同年5月を1万8,000円（12等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日を昭和43年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月27日から同年12月18日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた昭和43年11月27日から同年12月18日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

A社D支店に昭和43年8月16日から勤務し、同年11月27日付けで同社同支店から同社C支店に異動した。同一社内の異動であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社人事部発行の「証明書」により、申立人は、申立期間中において同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社人事部から提出されたA社の社員台帳及び回答内容により、昭和43年11月27日にA社D支店から同社C支店に異動し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にA社C支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和43年12月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和33年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年12月16日から33年1月16日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和28年10月28日から33年1月16日までの期間のうち、申立期間について加入記録がなかった。

C関連会社に昭和28年10月28日から平成4年1月16日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された退職証明書及び労働者名簿、並びにD健康保険組合から提出された加入履歴証明及び被保険者台帳により、入社してから退職するまでの間、A社（関連会社を含む。）に継続して勤務していたことが確認できる上、昭和28年10月28日から33年1月16日までの期間はA社B工場、33年1月16日から41年10月1日までの期間はE社F工場にそれぞれ勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した退職証明書及び労働者名簿について事業所担当者に照会したところ、同証明書及び同名簿はA社で発行されたものであるとの回答が得られたほか、在籍中の従業員の給与から社会保険料の控除を停止することはないとの回答が得られた。

さらに、申立期間中に、A社B工場及びE社F工場において被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた同僚3人に照会したところ、1人から、「申立期間当時、A社の辞令の発令日は毎月16日と決まっており、昭和32年12月16日のA社B工場からE社F工場への異動時期に、高卒学力認定試

験や業務引継などが重なり、E社F工場への赴任が翌年年初になってしまい、赴任日までの勤務先はA社B工場だった。」との証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和32年12月の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者台帳における32年11月の記録により、8,000円（6等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から56年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和54年4月から56年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和54年3月に大学を卒業後、国民年金に加入した時期については記憶に無いが、申立期間については、納期限ごとに金融機関において保険料を納付していたはずである。事実、年金手帳には、昭和54年4月1日に国民年金加入と記載されている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、昭和62年7月12日以降であると考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和54年3月に大学を卒業後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和62年7月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 61 年 5 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 59 年 7 月 1 日から 61 年 5 月 30 日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、元事業主及び同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間中に、A社において被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた 22 人に照会したところ、15 人から回答が得られたが、申立人の厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げ、申立人と同じ業務に従事していた同僚 3 人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

さらに、A社の親会社であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、申立期間において国民年金被保険者資格を有しており、昭和 58 年 5 月から 61 年 11 月までの期間については国民年金保険料を全額納付している記録となっているものの、申立人は、その保険料についてはすべて妻が納付した旨を主張している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた平成
3 年 5 月 1 日から 5 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が、全期間
30 万円との回答だったが、当時の預金通帳を見ても分かるとおり、手取り
で 50 万円ないし 60 万円の給料が振り込まれており、厚生年金保険料も引
かれていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資
料は無い。

一方、申立人は、標準報酬月額の改ざんがあったと主張しているが、社会
保険庁のオンライン記録では、申立人の資格記録に訂正は無く、申立人の標
準報酬月額がさかのぼって訂正された事実は無い。

また、申立人から提出された申立期間当時の預金通帳によると、申立人は、
手取りで約 37 万円ないし約 72 万円の給与をA社より振り込まれていたこと
が確認できるものの、事業主から、営業職においては固定給と歩合給を組み
合わせた給与体系だったとの証言が得られた上、顧問先会計事務所及び同僚
3 人からも同様の証言が得られた。

さらに、同僚への照会結果から判明した社会保険事務担当者
に照会したところ、営業職においては、契約締結毎に、その請負契約額に
応じた報酬が給与と同時に支給されていたとの証言が得られたことから、
申立人の給与には、固定給以外の給与が含まれていたものと推認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚で、申立人と同じく営業を職務として

いたとする3人の社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、定時決定の時期を一度ないし二度はさんでいるものの、標準報酬月額は、入社時から退社時まで同額であることがそれぞれの社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、営業職においては、変動の大きい歩合給を含まない固定給を報酬月額として社会保険事務所に対し届出を行っていたことがうかがえる。

また、口頭意見陳述において、申立人は、給与の額が月により変動している理由について、固定給以外の給与は受け取っていなかったと主張するばかりで明確な説明（陳述）が無く、事業主及び同僚等の証言と食い違いがみられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 3 月 30 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額引下げの届出をした覚えは無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 12 月から 9 年 6 月までは 50 万円、9 年 7 月から 10 年 2 月までは 30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 3 月 30 日付けで、8 年 12 月 1 日に遡及して訂正され、それぞれ 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなるための届出をするため、自ら社会保険事務所を訪れ、その手続を行ったと主張していることから、健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出すると同時に、さかのぼって標準報酬月額を訂正する届出を行ったものと考えるのが自然であり、申立人は自身の標準報酬月額が引下げ訂正されることについて承知していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、こ

の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 5 年 1 月 1 日から 7 年 1 月 31 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額引下げの届出をした覚えは無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは 53 万円、6 年 1 月 1 日から 7 年 1 月 31 日までは 56 万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 7 年 1 月 31 日より後の同年 2 月 1 日付けで、5 年 1 月 1 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ 28 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間同時に同事業所の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、A社の社会保険事務を担当していた者から、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険料の滞納があったこと、また、この者が、滞納保険料の整理の交渉のため社会保険事務所を訪れ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所で無くなるための届出を行ったことを証言していることから、この者が申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出も合わせて行っていたものと推認できる。

さらに、申立人は、上記の社会保険事務担当者から厚生年金保険料の滞納を整理するためにA社が厚生年金保険の適用事業所で無くなるための届出をする旨聞かされた記憶があり、また、この者が独断で標準報酬月額引き下げの届出を行うことはないとして、社会保険事務に関する決定権は自らにあっ

たことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 13 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 10 年 4 月 1 日から 13 年 12 月 31 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 4 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 62 万円、同年 12 月から 13 年 11 月までは 56 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 13 年 12 月 31 日より後の 14 年 1 月 29 日付けで、10 年 4 月 1 日に遡及して訂正され、それぞれ 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時にA社において社会保険料の滞納があったものの、滞納分については分割で納付していたこと、また、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に滞納分を納付したことは無かったと主張している。

さらに、申立人は、社会保険事務所から平成13年12月末日でA社が厚生年金保険の適用事業所で無くなるための指導を受けたことにより、申立期間当時に総務担当の役員であった申立人の配偶者に対し、社会保険労務士にその事務手続を依頼するよう指示をしていることから、申立人が、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行うことで、保険料の滞納を解消したものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関B部に勤務していた昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、Cとして勤務しており、公的年金に加入していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA機関B部に勤務していたことは、申立人の所持する在職証明書及び同機関同部の回答から推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、「D」という名称の事業所を検索した結果、申立期間中に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所を4事業所確認できるが、「B部」の名称の事業所は見当たらず、それぞれ「E部F」、「G部H」、「I」及び「J部K」であることから、申立人が勤務した事業所とは考え難い。

さらに、A機関B部に照会したところ、申立人に係る申立期間当時の資料は残存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用については不明であるが、同機関同部が厚生年金保険の適用事業所となったことは無いと思われる旨の回答が得られ、事実、同機関同部は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時「C」として勤務していた5人のうち、社会保険庁の記録により特定できない1人を除く4人は、同機関同部における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、A社を退職した後、いったん実家のB県に戻り、昭和 46 年 2 月の結婚を機会にC県に居住しているが、同年 6 月に支給されたとする脱退手当金を受け取った覚えが無い。

このため、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月後の昭和 46 年 6 月 8 日に、申立期間に係る脱退手当金が支給されており、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人以外に「脱」の表示がある者は一人であり、その一人についても社会保険庁のオンライン記録から脱退手当金の支給記録があることが確認でき、このことについて当人に照会したところ、脱退手当金を受領したことを記憶しているとの回答が得られたほか、それ以外の者については、同名簿に「脱」の表示が無く、脱退手当金の支給記録も無い。

さらに、申立人は、昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、国民年金に加入した時期がD市の国民年金手帳記号番号払出

日から52年2月であることが確認できるとともに、国民年金保険料の未納期間が65月あることから、申立人の年金制度への関心及び納付意識が高いとは言いがたいこと、申立人自身が過去の年金加入記録において厚生年金保険に加入していたことを忘れていたことなどから、申立期間の厚生年金保険に係る脱退手当金を受給せずに、年金加入期間を重視していたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社は、平成13年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、申立期間当時の事業主は既に（平成15年11月）他界しているため、脱退手当金の代理請求手続など当時の詳しい状況が確認できないほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 513 (事案 142 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 19 日から 55 年 1 月 6 日まで

A社に正社員として勤務していた期間について、私の記憶違いにより厚生年金保険の被保険者として認められなかった。今回、就労証明書及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主及び同僚の証言内容も具体性を欠くものであり、また、申立期間において、標準報酬月額算定届が毎年提出されており、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものととは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人から提出された、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の雇用保険被保険者期間については、前回申立時において確認済みである。

また、今回申立人から提出された、事業主及び同僚が署名した就労証明書の内容は、就労開始時期について、前回申立時に提出された就労証明書に記載された昭和 49 年 4 月 1 日から、雇用保険被保険者資格取得日である 52 年 5 月 19 日に変更したのみであり、実質的に内容の変更は無いことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。